



株式会社トラストワークー宮

〒510-0072

TEL: 0586-52-5743/FAX: 0586-52-5744

労働者派遣法に基づく情報提供について

労働者派遣法第23条5項の規定に基づきマージン率等、下記の事項について情報提供を行います。

・派遣労働者数（2025年7月31日付け）	72名
・派遣先企業数（2025年7月31日付け）	18社
・労働者派遣に関する料金額の平均額（2025年度）	14,979円（1日8時間あたり）
・派遣労働者の賃金額の平均額（2025年度）	10,971円（1日8時間あたり）
・マージン率（2025年度）	26.8%

■教育訓練に関する事項

- ・雇用する全ての派遣労働者を対象とする。

1. 実施内容

- ・入職時から1～2年間程度は基礎的な教育訓練を中心に実施する。
- ・勤続年数や業種・職種により、本人のキャリアアップに資するようなスキル・知識の習得ができる教育訓練を実施する。

2. 実施方法

- ・派遣元社内での講座・講義等の開催
- ・派遣先におけるOJT

■労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無	協定の有効期間
有	2025年4月1日～2026年3月31日
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	
全ての派遣労働者	

■福利厚生等

雇用保険・社会保険・通勤手当・有給休暇・制服貸与・健康診断等の福利厚生あり